

枚方市空き家等対策協議会の規約の一部改正について

枚方市空家等協議会規約新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）
<p>○枚方市空家等対策協議会規約</p> <p>（市長を代理するもの）</p> <p>第6条 市長が不在の場合は、以下の各号に定める者がその順序により、代理するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>都市整備部担当副市長</u> 2 <u>都市整備部長</u> <p>（事務局）</p> <p>第7条 協議会の事務局は枚方市役所<u>都市整備部住宅まちづくり課</u>に置く。</p>	<p>○枚方市空家等対策協議会規約</p> <p>（市長を代理するもの）</p> <p>第6条 市長が不在の場合は、以下の各号に定める者がその順序により、代理するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 環境部担当副市長 2 環境部長 <p>（事務局）</p> <p>第7条 協議会の事務局は枚方市役所都環境部環境保全課に置く。</p>